

自動販売機設置に係る行政財産有償貸付契約書

衣浦東部広域連合（以下「貸付人」という。）と〇〇〇（以下「借受人」という。）は、次の条項により行政財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人、借受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、別紙「貸付物件一覧」のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 借受人は、貸付物件を、「自動販売機の設置」の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

3 借受人は、貸付物件を次の各号に定める用途に供し、又は供させてはならない。

（1）政治的又は宗教的な用途

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途に供するなど公序良俗に反する用途

（4）悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など、著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

（5）その他貸付人が公序良俗に反すると認める用途

（6）第三者をして（1）から（5）の用途に使用させること。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わな

いものとする。

(貸付料)

第6条 借受人は、年度毎の貸付料を次に掲げるとおり、貸付人の発行する納入通知書により、指定する場所に納付しなければならない。

年度	貸付料（税抜）	消費税等相当額	納入期限
令和8年度	円	円	令和8年10月30日
令和9年度	円	円	令和9年4月30日
令和10年度	円	円	令和10年4月30日
令和11年度	円	円	令和11年4月30日
令和12年度	円	円	令和12年4月30日
令和13年度	円	円	令和13年4月30日

2 前項の表の右欄に定める納入期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(電気料の支払)

第7条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 貸付人は、専用メーターの表示する使用量から電気料を計算し、4月分から9月分までを10月に、10月分から3月分までを4月に、速やかに、借受人に納入通知書を送付するものとする。

3 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料を支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 借受人は、前2条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料又は電気料金を納入しなかったときは、延滞金を貸付人に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、納付すべき金額に当該納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 前項に規定する延滞金は、10円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第9条 借受人が貸付料、電気料及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が

納入した金額が貸付料、電気料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当し、その後に電気料金、最後に貸付料に充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第11条 借受人は、本契約締結後に、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることはできない。

(指定期日)

第12条 借受人は、貸付物件を、貸付人が指定する期日までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

(維持保全義務)

第13条 借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意を以って維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

3 借受人は、騒音、悪臭又は土壌汚染等によって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4 借受人は、貸付財産を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

(維持補修)

第14条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て借受人の負担とする。

(原状変更及び権利譲渡等の禁止)

第15条 借受人は、貸付財産の原状を変更してはならない。

2 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実施調査等)

第16条 貸付人は、貸付物件について使用状況及び販売状況を調査するため、借受人に対し報告又は資料の提出を随時求めることができる。

2 貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、借受人に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 借受人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 借受人は、貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ該当各号に定める金額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第15条第2項に定める義務に違反した場合 貸付料の12か月に相当する額の3倍の額

(2) 前号に掲げる違反のほか、本契約書に定める義務に違反した場合 貸付料の12か月に相当する額

2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じて、貸付人はその責を負わないものとする。

(1) 借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 借受人の事業の存続が困難であると貸付人が認めたとき。

(4) 借受人に、社会的に著しく信用を欠く行為があったと貸付人が認めたとき。

(5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(6) 借受人が貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると貸付人が認めたとき。

(7) 前各号に準じる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他の不正行為に係る無催告解除)

第19条 貸付人は、借受人が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人はその責を負わないものとする。

(1) 借受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は借受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が借受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 借受人（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 借受人（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 借受人が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る無催告解除）

第20条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしてい

ると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

(原状回復)

第21条 借受人は、貸付期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、貸付人の指定する日までに、貸付物件を自己の費用をもって原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還等)

第22条 既に徴収した貸付料は返還しない。ただし、貸付人は、第18条第2号の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第23条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第24条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第16条から第18条までの規定により本契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。ただし、第18条第2号の場合においては、この限りではない。

(契約の費用)

第25条 本契約の締結及び自動販売機の設置、撤去、施設改修工事等がある場合の移動又は一時撤去及び安全対策等に要する費用その他履行に関して必要な費用は、全て借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、貸付人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

貸付人

所 在 刈谷市小垣江町西高根204番地1

名 称 衣浦東部広域連合

代表者 衣浦東部広域連合長 小 池 友 妃 子

借受人

所 在

名 称

代表者